

ドイツ・ニーダーザクセン州とのスポーツ交流事業運営業務仕様書

この仕様書は、本県のホストタウン相手国であるドイツのカヌー競技者及び柔道競技者と交流を行う「ドイツ・ニーダーザクセン州とのスポーツ交流事業」に係る業務に関して定める。

1 業務内容

- (1) 本県からの訪問団派遣に必要な移動手段、通訳、海外旅行傷害保険及び通信機器等の手配
- (2) ドイツ・ニーダーザクセン州からの訪問団受入に必要な県内移動手段、宿泊、食事、通訳及び観光・文化体験等の手配
- (3) その他、事業実施に付随する業務

2 日程

別添の日程表1及び2のとおり。ただし、今後の調整により変更する場合がある。

3 企画見積条件

(1) カヌー訪問団派遣

ア 派遣人数

カヌー訪問団については、派遣人数は7名とする。ただし、当日までに変更になる場合がある。

イ 移動手段の手配

(ア) 徳島県ードイツ・ハノーファー間の往復航空券（エコノミー）等を7名分手配すること。なお、1名分は見積金額に含まないこととする。

(イ) 経済的かつ安全な手段での移動を考慮すること。なお、格安航空会社は不可とする。

(ウ) フライト遅延、欠航等の不測の場合に当たっても、訪問団が予定どおりドイツでの用務に参加し、無事に帰国できるよう、可能な限り対処すること。

ウ 現地通訳の手配

徳島県が手配する現地通訳者に謝金を支払うこと。なお、1日当たりの謝金は3万5千円（税込み）、25日及び30日は合わせて1日と見なし、合計5日分で見積もること。

また、海外送金手数料は謝金とは別に見積もること。

エ 海外旅行傷害保険の手配

(ア) 渡航及び滞在中の事故に備えて、派遣者に対する海外旅行傷害保険の手配を行うこと。

(イ) 契約タイプは、治療救援費用が無制限で最も安価なものとする。

(ウ) 被保険者の中に、旅行出発日時点での年齢が14歳以下である者及び70歳以上である者はいないという条件で見積もること。

オ 携帯電話等の貸与

ドイツ国内で使用可能な携帯電話1台、Wi-Fiルーター3台を手配すること。なお、派遣期間中の使用料は委託料に含むものとする。

カ 訪問記念品の手配

訪問先に贈呈する記念品を手配すること。なお、記念品は10万円以内（税込み）とする。

キ 説明資料の作成

派遣者に配布する渡航スケジュール、ドイツ及びニーダーザクセン州の基本情報、滞在中の注意事項等に関する資料を作成すること。

(2) 柔道訪問団受入

ア 受入人数

柔道訪問団については、受入人数は9名とする。ただし、当日までに変更になる場合がある。

イ 移動手段の手配

徳島県内での移動手段を手配すること。

(ア) 使用する車種は、訪問団の移動に適した規格のものとする。

(イ) 経済的かつ安全な手段での移動を考慮すること。

(ウ) 事故等の不測の事態に遭遇しても、訪問団等の安全確保を最優先に対応すること。

ウ 通訳の手配等

徳島県が手配する通訳者に謝金を支払うこと。なお、謝金を支払う通訳者は1名で、1日当たりの謝金は2万円(税込み)で、ニーダーザクセン州からの訪問団に同行する期間は6日間として見積もること。

エ 宿泊等

(ア) 宿泊人数については、9名とする。

(イ) 宿泊先については、徳島市内とし、滞在期間中は、同一のホテルとする。

(ウ) 料金は、一人平均15,000円以内(朝食込み)とする。

(エ) シングル3部屋及びツイン3部屋とし、バス、トイレ付き、禁煙とする。

(オ) 送迎を行うため、安全に乗車・降車できる停車スペース等を考慮すること。

オ 食事及び飲物

(ア) 全行程食事付きとする(昼食5回、夕食6回)。

(イ) 訪問団の夕食を兼ねた交流会を開催することとし、1人平均7,000円以内(税込み)で人数分を経費に算入すること。交流会は、20名規模程度の会場とし、計17名分を経費に算入すること。

(ウ) 昼食代金は、飲物込みで1人平均1,500円以内(税込み)とする。

(エ) 交流会以外の夕食代金は、飲物込みで1人平均4,000円以内(税込み)とする。

(オ) 昼食及び交流会以外の夕食については、通訳2名を含めた計11名分を経費に算入すること。

(カ) 食事場所の選定及び予約並びにそれらの代金支払業務を行うこと。

カ 観光・文化体験

(ア) 日程表「観光・文化体験」の記載のある時間について、日程表内の注釈を考慮の上、適当な内容を提案すること。

(イ) 観光・文化体験に係る経費については、通訳等3名を含めた計12名分を算入すること。

(ウ) 施設の予約及び視察に係る経費の代金支払業務を行うこと。

キ 記念品

(ア) 訪問団に贈呈する記念品の購入及び代金支払業務を行うこと。

(イ) 記念品は、1人平均5,000円以内(税込み)とする。

4 その他

- (1) 選定提案内容をそのまま実施案とするとは限らず、業務実施にあたっては、県と決定業者が協議しながら進めることとする。
- (2) やむを得ず、日程等の一部が変更となる場合があるため、業務実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら進めること。
- (3) 本事業を行う上で取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を守り、適正に取り扱うこと。
- (4) 自然災害や疫病の流行など、又はそれに準じる事態により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに協議すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。

5 連絡先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県観光スポーツ文化部スポーツ交流課 坂東
tel : 088-621-2553 fax : 088-621-2819
E-mail : sportskouryuuka@pref.tokushima.lg.jp